

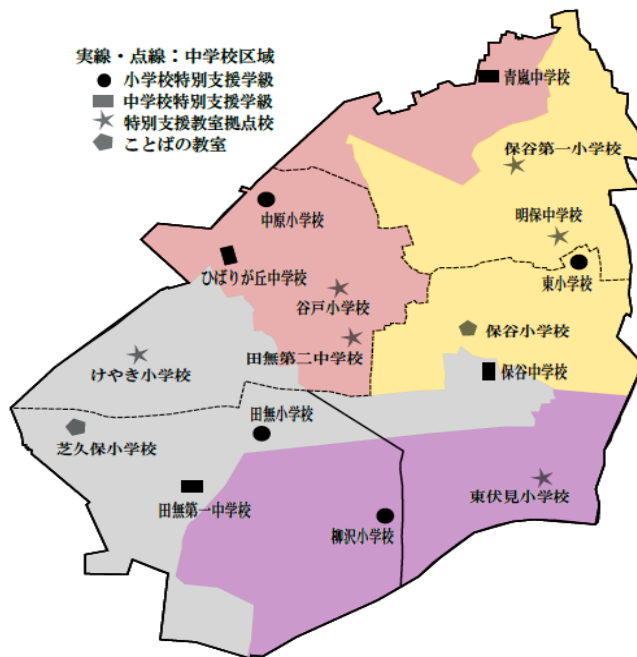
特別支援学級に関する基本的事項と本市の実情について

【根拠法令等】

学校教育法第81条では、障害のある児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別支援学級の設置について規定している。

特別支援学級（固定学級）の学級編制は都教育委員会の定める学級編制基準を標準として学級編制を行い、区市町村教育委員会が学級編制を行ったときは都教育委員会に届け出る。小学校及び中学校の学級編制基準は8人となっている。

●特別支援学級（固定学級 知的、自閉症・情緒）



学級名		所在地
田無小	わかばA学級 わかばB学級	田無町4-5-21
中原小	つくしA学級 つくしB学級	ひばりが丘2-6-25
東小	あすなろA学級 あすなろB学級	東町6-2-33
柳沢小	みどりA学級 みどりB学級	南町2-12-37
田無第一中	I学級 J学級	南町6-9-37
保谷中	のびるI学級 のびるJ学級	保谷町1-17-4
ひばりが丘中	I学級 J学級	ひばりが丘3-2-42
青嵐中	I学級 J学級	北町2-13-17

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後(学校教育法施行令)】



(参考・引用)「教育支援資料」平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課